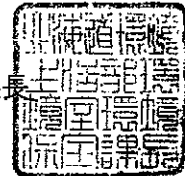




環保第 723 号
平成16年9月27日

(社) 北海道浄化槽協会会長 様

北海道環境生活部環境室環境保全課長



「北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」における
市町村合併に伴う住所表示の変更等の取扱いについて

このことについて、現に知事登録を受けている浄化槽保守点検業者の住所が、市町村合併により住所表示が変更となる場合等の取扱いは、次のとおりとしましたのでお知らせします。

つきましては、その旨貴協会会員等の関係者へ周知願います。

記

1 市町村合併に伴う住所表示の変更の取扱い

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下、「条例」という。）第2条に基づき、現に知事登録を受けている浄化槽保守点検業者の住所、主たる事務所の所在地及び事業所の所在地が、市町村合併により住所表示が変更となる場合については、道において登録簿等の記載内容変更を一括して行いますので、条例第6条第1項に基づく変更の届出は必要ありません。

ただし、合併を契機に会社や事業所の名称を変えた場合は、条例第6条第1項に基づく変更の届出が必要です。

2 保健所設置市の登録制度との関係

合併後に札幌市、小樽市、函館市、旭川市（以下、「保健所設置市」という。）の区域内となる町村で、現に知事登録を受けて浄化槽保守点検業を行っている者の取扱いは次のとおりとなります。

- ① 合併後の保健所設置市の区域において浄化槽保守点検業を行う者は、当該市の登録が必要となりますので、当該市に相談してください。また、この場合は、知事登録の抹消が必要ですので、道へ申し出てください。
- ② 保健所設置市以外の市町村において浄化槽保守点検業を行う者は、現に受けている知事登録が有効ですので、従前通りの取扱いとなります。

(水環境グループ主査 (浄化槽))